

江府町条例第6号

江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

江府町長 白石祐治

江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年江府町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に江府町職員の給与に関する条例(昭和46年江府町条例第3号)の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により <u>100</u> 分の <u>172.5</u> を乗じて得た額とする。	第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に江府町職員の給与に関する条例(昭和46年江府町条例第3号)の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により <u>100</u> 分の <u>170</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。